

【参考資料】

議案第32号 朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を  
改正する条例について

こども・健康部こども未来課

1 改正の目的

ひとり親家庭等の医療費助成制度において、他自治体における医療助成を受けているものを除く規定を追加するほか、文言の修正等を行う。

2 主な改正内容

他自治体における医療助成を受けているものを除く規定を追加するほか、文言の修正等を行うものです。

3 施行期日

令和6年4月1日

担当

こども健康部こども未来課

電話 463-2834